

奈良先端科学技術大学院大学研究科アドバイザー委員会規程

平成18年3月2日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科における教育研究の推進方針について学外者の意見を求める体制に関し必要な事項を定める。

(研究科アドバイザー委員会)

第2条 研究科長の諮問機関として、諮問する事項ごとに学外者で構成する研究科アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、研究科の目的を理解し、かつ高い識見を有する学外者のうちから、研究科長の推薦に基づき、学長が委嘱する者とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を委嘱する学長の在職する期間を限度とする。

(委員会の運営)

第3条 研究科長は、研究科の教育研究の推進方針に関し必要に応じて委員会に諮問する。

- 2 研究科長は、委員会を主宰する。
- 3 委員は、研究科長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

(委員会の意見の反映)

第4条 委員の意見は、研究科長を通して研究科の教育研究の推進方針に反映させる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、研究科長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(委員の任期等に関する経過措置)

- 2 改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価体制に関する規程（以下「旧評価等の体制規程」という。）第6条第3項の規定により委嘱された委員は、第2条第2項の規定により委嘱された者とみなす。

- 3 前項の委員の第2条第3項の規定の適用については、同条同項本文中「2年」とあるのは、「旧評価等の体制規程第6条第3項の規定により委嘱された委員の任期のその残任期間と同一の期間」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(委員の任期に関する経過措置)
- 2 改正前の奈良先端科学技術大学院大学研究科アドバイザー委員会規程第2条第2項の規定により委嘱された委員は、改正後の奈良先端科学技術大学院大学研究科アドバイザー委員会規程第2条第2項の規定により委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、改正前の奈良先端科学技術大学院大学研究科アドバイザー委員会規程第2条第3項の規定により委嘱された期間とする。